

平成17年度国土交通省PFIセミナー 事前質問と回答(福岡会場)

番号	質問	回答
1	公営住宅は、総事業費に占める維持管理費の割合が低くVFMはそれほど期待できず、また、法により家賃等が決められているため、管理時における民間業者の工夫の余地が少ないと思いますが、公営住宅において、今後もPFIの手法が取り入れられていく可能性はありますか。	公営住宅のPFIについては、平成17年8月末時点で8件の事例あり、いずれの事業についても、数%から大きいものでは20%程度のVFMが出ております。事業規模等の諸条件にもよりますが、各地方公共団体の判断に基づき、VFMが出ればPFI手法を活用していくことが考えられます。
2	PFI導入の際の一般的な留意点について御教示願いたい。(施設の規模・種類等でのケース分けとしていただくと助かります。)	PFI事業の事業化の検討において重要な事項として、まず、事業性があるなど民間事業として成立すること、かつ、VFMが発生することが基本的な事項と考えられます。 また、合わせて留意する事項として、民間事業者のノウハウの保有、発注者である官と、受注者であるPFI事業者の適切なリスク分担、基本計画の存在、維持管理・運営業務の存在、一定規模以上の事業、公共サービスの質の向上の可能性等が挙げられます。 なお、「国土交通省所管事業を対象としたVFM簡易シミュレーション」(国交省HPおよび「PFI事業採用のためのVFM評価の手引き」として出版)においても、上記の事項等を含めPFI事業化の検討に当たっての留意点をまとめておりますので、参考としてください。
3	道路整備事業(国道・県道・市道)をPFI/PPP方式にて検討している事例がございましたらご紹介頂きたく存じます。(PFIインフォメーションでは掛川市にてPFI導入可能性調査が実施されたとの情報がございましたが)尚、建設期間が長期に渡る道路整備事業においては、PFIでは①コンストラクションローンの仕組み②国補助金の割賦(延べ払い)支払いが制度上認められるか否かがポイントだと思料致しますが、この2点につきご意見を頂ければ幸いです。	掛川市における検討されていると聞いておりますが、詳細については、事業主体にご確認いただければ幸いです。 道路事業を含めた大規模な事業における建設段階における投融資のあり方については、長期の事業期間、巨額の事業費等の特性を考慮して、今後、検討される必要があると考えられます。 道路事業においては、補助金の延べ払いについては、個別事業の判断によることとなりますが、補助制度の継続性等の観点に留意すべきであると考えられます。
4	事業内容別の現在進行中のPFI事業数	内閣府PFI推進室ホームページを参考に集計すると、平成17年8月末現在、実施方針公表ベースで、全国で212件のPFI事業が進行中です。このうち、国土交通省関係のPFI事業は43件であり、官庁庁舎6事業、空港関連施設5事業、港湾4事業、駐車場5事業、公園5事業(道の駅との連携事業を含む)、下水道4事業、市街地再開発1事業、公営住宅8事業、廃棄物処理施設(北海道)1事業、土地区画整理1事業、道の駅2事業(公園との連携事業を含む)、複合施設(まちづくり交付金)1事業、浄化槽(北海道)1事業となっております。

番号	質問	回答
5	現行のVFMガイドラインの考え方では、決して一般道路などの分野ではPFI事業とはなり得ないと思われそうですが、VFMの定義を見直すような考えはないのでしょうか？	現時点で、VFMの定義の見直し等の動きについての情報は入手しておりません。一般道路において現行のVFMガイドラインによった場合、PFI事業となり得ないとされる御主旨が不明ですが、VFMが発現する要因には様々な事項が考えられ、個別事業においてVFMが出れば道路等の分野においてもPFI方式の活用が考えられます。
6	今後、PFI事業者の選定方法(発注方式?)はどのような方向へ向かうと思われるのでしょうか？	現行の基本方針においては、一般競争入札によることを原則とされており、今後も引き続き基本方針に基づいて選定されることとなります。なお、平成17年8月のPFI法改正においては、民間事業者との対話のあり方、段階的な事業者選定のあり方、特定選定の手続きにおける透明性及び公平性の確保その他の特定選定のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされております。
7	今日まで国土交通省様のPFIの実績を教えてください。(案件名、規模等) 今後、貴省様のPFI事業に関する取り組み動向、方針、考え方を教えてください。	国土交通省関係のPFI事業は、平成17年8月末時点で43件(地方公共団体単独事業を含む)であり、うち国土交通省関係のPFI事業は43件であり、官庁庁舎6事業、空港関連施設5事業、港湾4事業、駐車場5事業、公園5事業(道の駅との連携事業を含む)、下水道4事業、市街地再開発1事業、公営住宅8事業、廃棄物処理施設(北海道)1事業、土地区画整理1事業、道の駅2事業(公園との連携事業を含む)、複合施設(まちづくり交付金)1事業、浄化槽(北海道)1事業となっています。国交省においては、平成17年度に創設された税制その他の制度的枠組みを活用しつつ、事業分野・事業類型等の拡大を図り、また、PFI事業件数については、平成14年度末時点の件数に対し、平成16年度末までに2倍、平成18年度末までに3倍とすることを目標とし、積極的に推進することとしております。
8	PFI応募企業の審査基準はありますか 建物の用途、事業内容によりPFIになじまないものがあると考えますがどのようにされますか。例えば出資比率を考慮するとか？	審査基準については、通常、PFIの実施主体である公共主体により、事業内容に応じて個々に定められることとなります。なお、評価項目、評価基準、配点等については、募集の際にあらかじめ明示することとされております。PFIになじむか否かについては、民間事業者のノウハウの保有、適切なリスク分担が可能か、基本計画の存在するか等について検討が必要です。また、あわせて、VFMがでるか否か等により判断されることになり、なじまないものについては、PFI方式以外の方式で実施されることとなります。